

## 議案第36号

### 幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 幕別町が実施する農業基盤整備事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を賦課徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項の土地改良事業に該当しない事業であって、次に掲げる事業をいう。

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に係る事業
- (2) 暗きょ排水施設の新設又は変更に係る事業
- (3) 土層改良事業
- (4) 区画整理事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農用地の保全のために必要な事業

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、毎年度当該事業に要する費用の範囲内において町長が定める。

(納付義務者)

第4条 前条の規定により算定した分担金は、当該事業により利益を受ける者（以下「受益者」という。）から徴収する。

2 前項の規定による受益者は、当該事業の施行に係る地域内にある土地の所有者とする。ただし、地上権、質権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、その地上権等を有する者と当該土地所有者とがそれぞれ協議し、町長が定める。

(賦課徴収の方法及び時期)

第5条 分担金の賦課及び徴収時期については、当該年度内においてその都度町長が定める。

2 分担金は、町長が発する納入通知書により納付しなければならない。

(徴収の猶予及び減免)

第6条 町長は、災害その他やむを得ない事情により特に必要があると認めたときは、分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。